

指定第1号事業のサービスに要する費用の額の算定に係る単位数表及び1単位の単価

令和6年3月27日決裁

野々市市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年告示第21号。以下「実施要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、指定第1号事業のサービスに要する費用の額の算定に係る単位数表及び指定第1号事業のサービスに要する費用の額の算定に係る1単位の単価を次のように定め令和6年4月1日から適用する。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）に準ずるものとする。

1 指定第1号事業のサービスに要する費用の額の算定に係る単位数表

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

- (1) 1週に1回程度の場合 1,176単位
- (2) 1週に2回程度の場合 2,349単位
- (3) 1週に2回を超える程度の場合 3,727単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

- (1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位
- (2) 生活援助が中心である場合
 - (一) 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位
 - (二) 所要時間45分以上の場合 220単位
- (3) 短時間の身体介護が中心である場合 163単位

注1 利用者に対して、指定相当訪問型サービス事業所（指定相当訪問型サービス等基準第4条第1項に規定する指定相当訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定相当訪問型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第14条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 ロについては、1月につき、イ（3）掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

注3 ロ（2）については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第40条第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。）に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注4 ロ（3）については、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

注5 イ並びにロ（1）及び（3）については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注8 指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定相当訪問型サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居

住する利用者を除く。)又は指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定相当訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(指定相当訪問型サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注7 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)(以下「平成26年改正前法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に係る平成26年改正前法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(注5において「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」という。)に係る厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号。この注及び注5において同じ。)第1号から第5号に規定する地域及び豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、指定介護予防型訪問サービス又は基準緩和型訪問サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が定める地域第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成12年厚生省告示第54号)に定める地域(以下「特別地域」という。)に所在する指定介護予防型訪問サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防型訪問サービスを行った場合は、特別地域介護予防型訪問サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注8 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に係る厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示93号)第2号のその他の地域であって、同基準に係る厚生労働大臣が定める中山間地等の地域(平成21年厚生労働省告示83号。以下「中山間地等告示」という。)第1号に規定する地域のいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域に規定する地域を除いた地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の指定介護予防型訪問サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防型訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注9 指定介護予防型訪問サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地等告示第2号に

規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防型訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注10 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防型訪問サービス費は、算定しない。

注11 イについて、利用者が一の指定相当訪問型サービス事業所において指定相当訪問型サービスを受けている間は、当該指定相当訪問型サービス事業所以外の指定相当訪問型サービス事業所が指定相当訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。

ハ 初回加算 200単位

注 指定相当訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（指定相当訪問型サービス等基準第4条第2項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った場合又は当該指定相当訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ニ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成24年条例第47号。この注において「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防型訪問サービス計画を作成し、当該介護予防型訪問サービス計画に基づく指定介護予防訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防型訪問サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビ

リテーションをいう。以下同じ。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防型訪問サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防型訪問サービス計画に基づく指定介護予防型訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防型訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

ホ 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定相当訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条第1項に規定する担当職員をいう。)、介護支援専門員(同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。)又は第一号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。)に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 基準緩和型訪問サービス費(1月につき)

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)

- (1) 1週に1回程度の場合 940単位
- (2) 1週に2回程度の場合 1,879単位
- (3) 1週に2回を超える程度の場合 2,981単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)

生活援助が中心である場合

- (1) 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位
- (2) 所要時間45分以上の場合 220単位

注1 利用者に対して、基準緩和型訪問サービス事業所の訪問介護員等が、基準緩和型訪問サービスを行った場合に、介護予防サービス計画等に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 ロについては、1月につき、イ(3)掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

注3 ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心である基準緩和型訪問サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、介護予防サービス計画等に位置づけられた内容の基準緩和型訪問サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 基準緩和型訪問サービス事業所の所在する建物と同一敷地内建物等に居住する利用者又は基準緩和型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、基準緩和型訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注7 基準緩和型訪問サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地等告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、基準緩和型訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注8 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、基準緩和型訪問サービス費は、算定しない。

注9 イについて、利用者が一の基準緩和型訪問サービス事業所において基準緩和型訪問サービスを受けている間は、当該基準緩和型訪問サービス事業所以外の指定相当訪問型サービス事業所が基準緩和型訪問サービスを行った場合に、基準緩和型訪問サービス費は、算定しない。

ハ 初回加算 200単位

注 基準緩和型訪問サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に基準緩和型訪問サービスを行った場合又は基準緩和型訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の基準緩和型訪問サービスを行った日の属する月に基準緩和型訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った基準緩和型訪問サービス事業所が、利用者に対し、基準緩和型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った基準緩和型訪問サービス事業所が、利用者に対し、基準緩和型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

ヘ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った基準緩和型訪問サービス事業所が、利用者に対し、基準緩和型訪問サービスを行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 通所型サービス費

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

- (1) 週1回程度の事業対象者・要支援1 1,798単位
- (2) 週1回程度の事業対象者・要支援2 3,621単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

- (1) 週1回程度の事業対象者・要支援1 436単位
- (2) 週2回程度の事業対象者・要支援2 447単位

注1 看護職員（指定相当訪問型サービス等基準第48条第2号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして、市町村長に対し、届出を行った指定相当通所型サービス事業所（同条第1項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定相当通所型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別表1又は別表2に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

別表1

利用者の数の基準	指定介護予防型通所サービスの月平均の利用者の数（指定介護予防型通所サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型通所サービス及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防型通所サービスの利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数）が、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の5の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合。
単位数の算定方法	この単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、この単位数表に定める算定方法の例により算定する。

別表2

看護職員又は介護職員の員数の基準	指定介護予防型通所サービス事業所が置く看護職員又は介護職員の員数が、野々市市通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第5条に定める員数に満たない場合。
単位数の算定方法	この単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、この単位数表に定める算定方法の例により算定する。

注2 利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合についてはイ（1）又はロ（1）に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合についてはイ（2）又はロ（2）に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

注3 ロ（1）については、1月につき4回、ロ（2）については、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

- 注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注6 指定介護予防型通所サービス事業所の介護予防型通所サービス事業従業者が、中山間地等に定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 注7 次に掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防型通所サービス事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。この注において同じ。）に対して指定介護予防型通所サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。
- 注8 イについて、利用者が一の指定相当通所型サービス事業所において指定相当通所型サービスを受けている間は、当該指定相当通所型サービス事業所以外の指定相当通所型サービス事業所が指定相当通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。
- 注9 指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
- (1) イ(1)を算定している場合（1月につき） 376単位
 - (2) イ(2)を算定している場合（1月につき） 752単位
 - (3) ロを算定している場合（1回につき） 94単位
- 注10 利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（イ(1)を算定している場合は1月につき376単位を、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注9を算定している場合は、この限りでない。
- ハ 生活機能向上グループ活動加算 100単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し、届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。
- イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定介護予防型通所サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防型通所サービス計画を作成していること。
- ロ 介護予防型通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を

準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ニ 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届出、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びりにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ このサービス費の別表1及び別表2に掲げる基準のいずれにも該当しない指定介護予防型通所サービス事業所であること。

ホ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（への注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ニ このサービス費の別表1及び別表2に掲げる基準のいずれにも該当しない

指定介護予防型通所サービス事業所であること。

へ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届出、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ このサービス費の表1及び表2に掲げる基準のいずれにも該当しない指定介護予防型通所サービス事業所であること。

ト 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防型通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II) 5単位

チ 一体的サービス提供加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、へ又はトを算定している場合は、算定しない。

リ サービス提供体制強化加算

注 次に掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防型通所サービス事業所が利用者に対し指定介護予防型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる利用者の状態区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 次のいずれかに適合すること。

(1) 指定介護予防型通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福

社士の占める割合が100分の70以上であること。

(2) 指定介護予防型通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。

ロ このサービス費の表1及び表2に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(一) 要支援1・事業対象者Ⅰ 88単位

(二) 要支援2・事業対象者Ⅱ 176単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定介護予防型通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

ロ (1) ロに該当するものであること。

(一) 要支援1・事業対象者Ⅰ 72単位

(二) 要支援2・事業対象者Ⅱ 144単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 次のいずれかに適合すること。

(1) 指定介護予防型通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

(2) 指定介護予防型通所サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

ロ (1) ロに該当するものであること。

(一) 要支援1・事業対象者Ⅰ 24単位

(二) 要支援2・事業対象者Ⅱ 48単位

ヌ 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防型通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、ニを算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

ル 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防型通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定してい

る場合にあっては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位

フ 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防型通所サービス事業所が、利用者に対し指定介護予防型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて介護予防型通所サービス計画を見直すなど、指定介護予防型通所サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他指定介護予防型通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ワ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからワまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからワまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからワまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからワまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからワまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、イからワまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 基準緩和型通所サービス費(1月につき)

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)

- (1) 週1回程度の事業対象者・要支援1 1,438単位
- (2) 週2回程度の事業対象者・要支援2 2,896単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)

- (1) 週1回程度の事業対象者・要支援1 348単位
- (2) 週2回程度の事業対象者・要支援2 357単位

注1 野々市市通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱に定める看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届出た基準緩和型通所サービス事業所において、基準緩和型通所サービスを行った場合に、利用者の状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、次の表1又は表2の上欄に掲げる基準に該当する場合は、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

表1

利用者の数の基準	基準緩和型通所サービスの月平均の利用者の数が省令第140条の63の5の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合。
単位数の算定方法	この単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、この単位数表に定める算定方法の例により算定する。

表2

看護職員又は介護職員の員数の基準	基準緩和型通所サービス事業所が置く看護職員又は介護職員の員数が、野々市市通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱において準用する同要綱第43条に定める員数に満たない場合。
単位数の算定方法	この単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、この単位数表に定める算定方法の例により算定する。

注2 利用者が事業対象者(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。)であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合についてはイ(1)又はロ(1)に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合についてはイ(2)又はロ(2)に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

注3 ロ(1)については、1月につき4回、ロ(2)については、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 基準緩和型通所サービス事業所の通所サービス事業従業者が、中山間地等に定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、基準緩和型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 次に掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出た基準緩和型通所サービス事業所において、若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412

号) 第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。この注において同じ。) に対して基準緩和型通所サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

注8 イについて、利用者が一の指定相当通所型サービス事業所において指定相当通所型サービスを受けている間は、当該指定相当通所型サービス事業所以外の指定相当通所型サービス事業所が指定相当通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。

注9 指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) イ(1)を算定している場合(1月につき) 376単位

(2) イ(2)を算定している場合(1月につき) 752単位

(3) ロを算定している場合(1回につき) 94単位

注10 利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位(イ(1)を算定している場合は1月につき376単位を、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、注9を算定している場合は、この限りでない。

ハ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し、届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、従事者、機能訓練指導員その他基準緩和型通所サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した基準緩和型通所サービス計画を作成していること。

ロ 基準緩和型通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ニ 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届出、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及びりにおいて「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、

看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ このサービス費の別表1及び別表2に掲げる基準のいずれにも該当しない基準緩和型通所サービス事業所であること。

ホ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（への注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ニ このサービス費の別表1及び別表2に掲げる基準のいずれにも該当しない基準緩和型通所サービス事業所であること。

へ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た基準緩和型通所サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（への注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ニ このサービス費の別表1及び別表2に掲げる基準のいずれにも該当しない基準緩和型通所サービス事業所であること。

ト 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する基準緩和型通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II) 5単位

チ 一体的サービス提供加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った基準緩和型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、へ又はトを算定している場合は、算定しない。

リ 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た基準緩和型通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、ニを算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位

ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する基準緩和型通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場

合にあつては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位

ル 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た基準緩和型通所サービス事業所が、利用者に対し基準緩和型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて通所サービス計画を見直すなど、基準緩和型通所サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他基準緩和型通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ヲ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ワ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 介護予防ケアマネジメント費

イ 介護予防ケアマネジメント費（1月につき） 442単位

注1 介護予防ケアマネジメント費は、利用者に対して、介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数を算定する。

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

ロ 初回加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、新規に介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメント事業所が作成する介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）に類するものをいう。以下同じ。）を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 委託連携加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防ケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

指定第1号事業のサービスに要する費用の額の算定に係る1単位の単価

- 1 介護予防型訪問サービス 10.00円
- 2 基準緩和型訪問サービス 10.00円
- 3 介護予防型通所サービス 10.00円
- 4 基準緩和型通所サービス 10.00円
- 5 介護予防ケアマネジメント 10.00円

令和6年6月1日からの加算については下記の通り、適応する。

1 訪問型サービス費

イ～ホ (略)

へ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからホまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからホまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った指定相当訪問型サービス事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからホまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからホまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからホまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからホまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからホまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからホまでにより算定した単位数の1000

分の 163 に相当する単位数

(8) 介護職員等処遇改善加算(V) (8) イからホまでにより算定した単位数の 1000

分の 158 に相当する単位数

(9) 介護職員等処遇改善加算(V) (9) イからホまでにより算定した単位数の 1000

分の 142 に相当する単位数

(10) 介護職員等処遇改善加算(V) (10) イからホまでにより算定した単位数の 1000

分の 139 に相当する単位数

(11) 介護職員等処遇改善加算(V) (11) イからホまでにより算定した単位数の 1000

分の 121 に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算(V) (12) イからホまでにより算定した単位数の 1000

分の 118 に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(V) (13) イからホまでにより算定した単位数の 1000

分の 100 に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算(V) (14) イからホまでにより算定した単位数の 1000

分の 76 に相当する単位数

ト 介護職員等特定処遇改善加算 (削る)

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (削る)

2 基準緩和型訪問サービス費

イ～ヲ (略)

へ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った基準緩和型訪問サービス事業所が、利用者に対し、基準緩和型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った基準緩和型訪問サービス事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、基準緩和型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- ト 介護職員等特定処遇改善加算(削る)
- チ 介護職員等ベースアップ等支援加算(削る)

3 通所型サービス費

イ～ヲ (略)

ワ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に対し、届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからヲまでにより算定した単位数の1000

分の 56 に相当する単位数

(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 69 に相当する単位数

(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 54 に相当する単位数

(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 45 に相当する単位数

(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 53 に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 44 に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 33 に相当する単位数

カ 介護職員等特定処遇改善加算 (削る)

ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (削る)

3 基準緩和型通所サービス費

イ～ヲ (略)

ワ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った基準緩和型通所サービス事業所が、利用者に対し、基準緩和型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲

げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからルまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからルまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからルまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからルまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った基準緩和型通所サービス事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、基準緩和型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからルまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからルまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからルまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからルまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからルまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからルまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからルまでにより算定した単位数の1000

分の 56 に相当する単位数

(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 69 に相当する単位数

(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 54 に相当する単位数

(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 45 に相当する単位数

(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 53 に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 44 に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 33 に相当する単位数

カ 介護職員等特定処遇改善加算 (削る)

ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (削る)